

---

# 鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要  
領

2020 年 第 2 回 一部改正

2020 年 12 月 24 日 達 第 57 号

2020 年 8 月 5 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## U 編 非損傷時復原性

### U3 漁船に対する復原性要件

#### U3.2 復原性要件

##### U3.2.1 一般

-3.を次のように改める。

-3.  $F_0$ を求める際の「最上層の全通甲板」とは、漁ろう作業甲板を有する船舶にあつては、当該作業甲板を最上層の全通甲板と取り扱って差し支えない(図 U3.2.1-1.)。ただし、ウェルを形成するブルワーク(漁ろう甲板上  $0.5m$  を超えないもの)を有する漁船は、当該ブルワーク上端までの横傾斜角が $\theta$ (面積 ABC と面積 ADE が等しくなる横傾斜角)が当該ブルワーク上端までの横傾斜角を超えない場合に限る(図 U3.2.1-2.及び図 U3.2.1-3.)。

図 U3.2.1-1. 漁ろう作業甲板を最上層の全通甲板として取り扱える場合

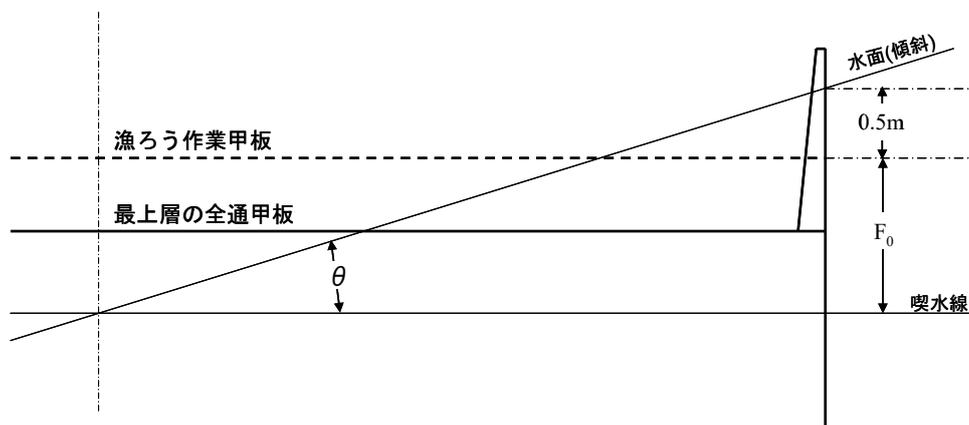


図 U3.2.1-2.を次のように改める。

図 U3.2.1-2. ~~ウールを形成するブルワークにより制限を受ける場合~~ $\theta$ がブルワーク上端までの横傾斜角を超えない場合

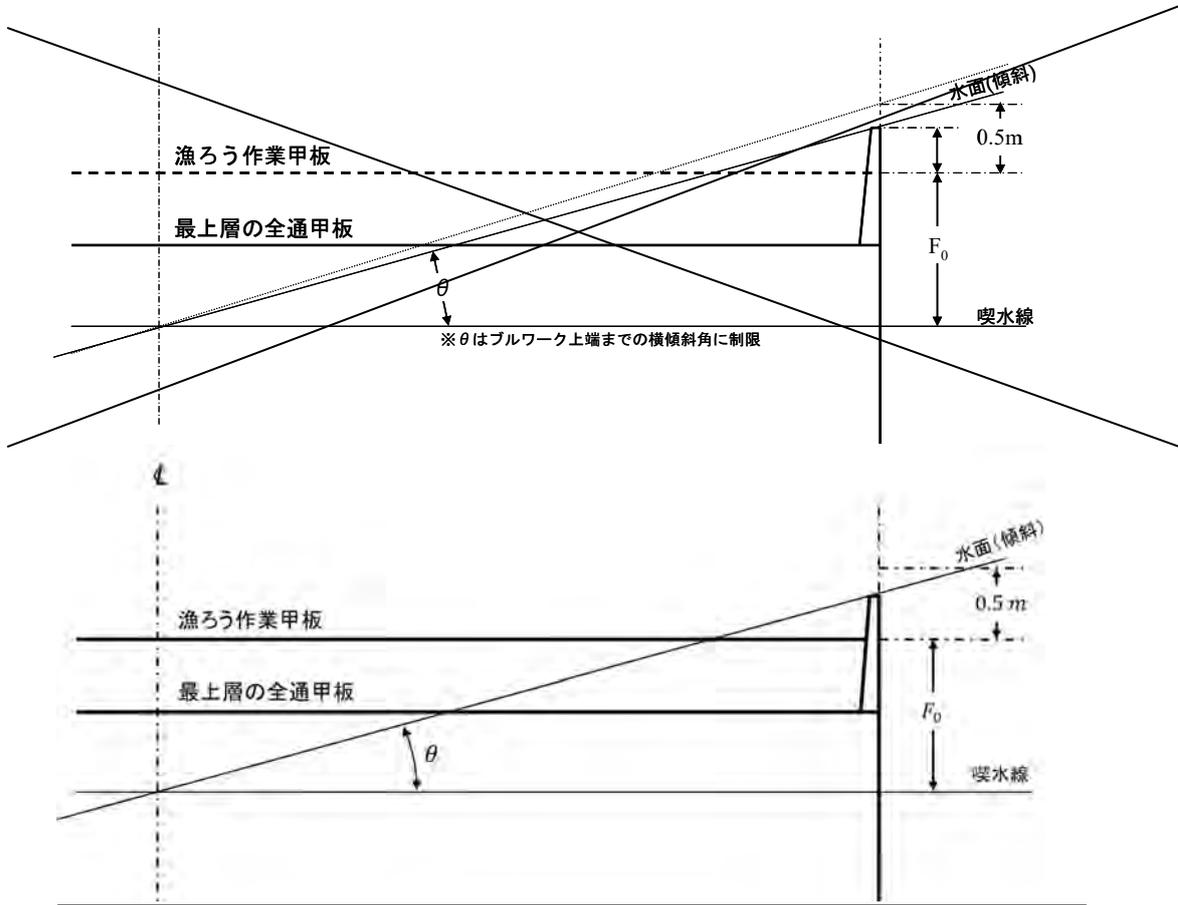
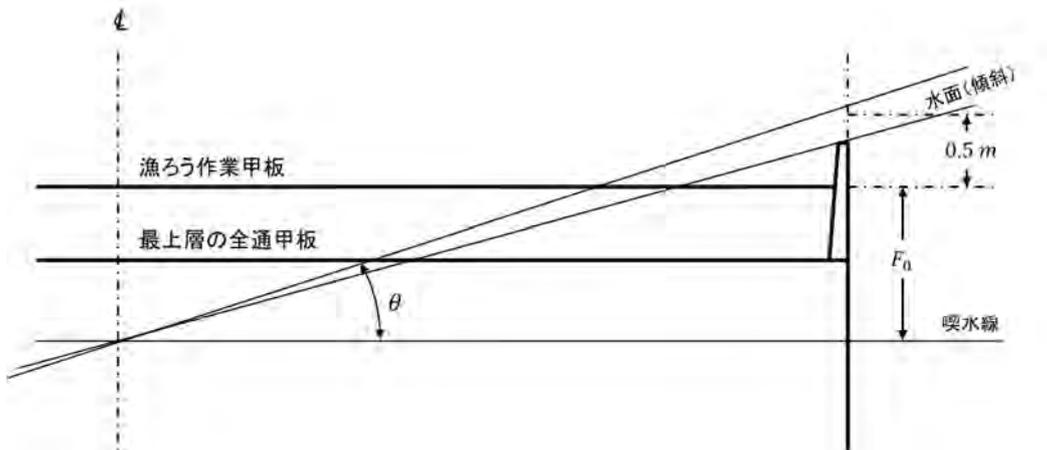


図 U3.2.1-3.として次の図を加える。

図 U3.2.1-3.  $\theta$ がブルワーク上端までの横傾斜角を超える場合



## 附 則

1. この達は、2020年12月24日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
  - (2) 建造契約が存在しない場合には、施行日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
  - (3) 2024年1月1日以降の引き渡しが行われる船舶